

岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会規約

(名 称)

1 本会は岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会と称し、事務局を部会長所属校に置く。

(目的及び事業)

2 本会は特別支援教育の振興を目的とし、次の事業を行う。

(1) 各校の研究・研修の充実のための支援

(2) 研究集録等の発行

(3) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

3 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 一種会員：特別支援学校の校長、副校長、教諭（実習教諭含む）、及び県内高等学校教員の希望者で、岩手県高等学校教育研究会に会費を納めた者（研究集録等配布あり）。

(2) 二種会員：県内高等学校及び特別支援学校教員の希望者（研究集録等配布なし）。

(役員等及び任務)

4 本会に次の役員等を置く。

(1) 部会長：会を代表し、会務を統括する。部会長の任期は3年とする。

(2) 副部会長：部会長所属校の副校長が担当する。部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 理 事：特別支援学校長を理事とし、本会の助言にあたる。

(4) 監 査：部会長所属校の事務長に委嘱し、事務局会計を監査する。

(5) 事務局員：部会長所属校から選出する。部会事務並びに会計にあたる。会計は予算書及び決算書を作成する。

(6) 各校担当者：全ての特別支援学校に担当者を置く。

(会 議)

5 本会に次の会議を設置する。

(1) 担当者会議：年1回部会長が招集する。必要に応じて臨時に招集することができる。

(2) 理事会：必要に応じて部会長が招集する。

(会 計)

6 本会の会計は岩手県高等学校教育研究会からの部会配分金をもってこれにあてる。

附則 (1) 本規約は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(2) 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。